

# 山梨県公報

第二千六百一十一号

平成二十八年

六月九日

木曜日

## 目次

### 告示

山梨県地域医療構想の策定について	四九一
道路の区域変更(四件)	四九二
道路の供用開始	四九三
収納代理金融機関の指定の一部改正(十九件)	四九三
有害図書類の指定	四九六
公告	
大規模小売店舗を設置する者の変更の届出	四九六
シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出	四九七
農用地利用配分計画の認可の申請	四九七
一般競争入札について	四九九

## 告示

### 山梨県告示第百八十八号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項の規定により同条第二項第七号及び第八号に掲げる事項を山梨県地域医療構想として次のとおり定めたので、同条第十五項の規定により告示する。この計画は、山梨県福祉保健部医務課、各保健所及び各地域県民センターにおいて一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後藤 齋

### 一 構想の基本的事項

#### 1 構想策定の趣旨

我が国では急速に少子化、高齢化が進んでおり、平成三十七年(二千二十五年)には、いわゆる「団塊の世代」が全て七十五歳以上となることから、医療や介護の需要が大きくなることが見込まれている。

高齢化が進むと、現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分な対応が

できなくなることが考えられるため、平成三十七年(二千二十五年)を見据え、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを提供する必要がある。

このため、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供する体制の整備に向け、医療機能の分化・連携、在宅医療の充実等がさらに推進するよう、病院及び有床診療所における一般病床及び療養病床について、構想区域ごと及び医療機能ごとの平成三十七年(二千二十五年)の医療需要、必要病床数等を推計する、「山梨県地域医療構想」を策定した。

2 構想の位置づけ  
この計画は、医療法に定める医療計画の一部である。

3 基本的な考え方  
将来の地域ごとの医療ニーズを客観的データにより推計し、患者が状態に見合った病床で、その状態にふさわしい医療を受けることができるようにするための方向性を示す。

二 構想の概要

1 構想区域  
次のとおりとする。

### 2 平成三十七年(二千二十五年)の必要病床数

構想区域名	構成市町村				
中北構想区域	甲府市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	甲斐市
	町				中央市
					昭和
峡東構想区域	山梨市	笛吹市	甲州市		
峡南構想区域	市川三郷町	早川町	身延町	南部町	富士川町
富士・東部構想区域	富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	道志村
	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村
					忍野
機能	高度急性期	急性期機能	回復期機能	慢性期機能	合計
中北構想区域	四〇三	一、二五三	一、二二七	一、一六一	四、一四四

峡東構想区域	四八	二七九	九七八	四一九	一、七二四
峡南構想区域	〇	七八	一〇二	八三	二六三
富士・東部構想区域	八四	三二八	二五九	一一七	七七八
合計	五三五	二、〇二八	二、五六六	一、七八〇	六、九〇九

3 構想の実現に向けた取り組み

(1) 医療機関の自主的な取り組みと医療機関相互の協議による病床の機能分化・連携の推進を図る。

(2) 在宅医療の実施に係る拠点の整備、医療及び介護の連携体制の確保等を図る。

4 構想の推進体制

(1) 毎年度、地域医療構想調整会議（医療法第三十条の十四第一項に規定する協議の場をいう。）において、病床機能報告等により構想の進捗状況を確認するとともに、医療機関相互の協議を進め、不足している医療機能への対応等についての具体的な対応策を検討する。

(2) 医療機関の自主的な取り組みや医療機関相互の協議により進められる対応策を実効性のあるものにするため、山梨県地域医療介護総合確保基金を活用し、必要な財政支援を行う。

山梨県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十八年六月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日野春停車場線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
---	---	------	-------------	----------

北杜市須玉町若神子字五反田官有無番地地先から 北杜市須玉町若神子字五反田一九二一番一 地先まで	旧	五・一 七・八	五二・九
	新	五・五 九・六	五一・九

山梨県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年六月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月停車場線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大月市大月二丁目字六貫メ三四六番六地先から 大月市大月二丁目字六貫メ三四六番一地先まで	旧	一五・〇 三三・〇	五二・〇	
	新	一五・〇 一九・七	四三・三	

山梨県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年六月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 戸沢谷村線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
都留市法能字中野二四六三番二地先から 都留市法能字中野二四八五番三地先まで	六・〇	六・〇	六・六	一五八・五
	一〇・六	六・〇		

### 山梨県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年六月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 桐原藤野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
上野原市桐原字六沢五〇四八番二地先から 上野原市桐原字河渡四九一番二地先まで	八・三	八・六	八九・一	五四六・九
	八九・一	八・六		

### 山梨県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年六月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	大月停車場線	大月市大月一丁目字六貫メ三四 六番六地先から 大月市大月一丁目字六貫メ三四 六番六地先まで	一・五	平成二十八年六月九日

### 山梨県告示第九十四号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第二十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中、「（保証金を除く。）」を削る。

### 山梨県告示第九十五号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第四百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中、「（保証金を除く。）」を削り、「南都留郡富士河口湖町船津三千三百三十三番地」を「南都留郡富士河口湖町船津三千四百六十三番地」に改める。

### 山梨県告示第九十六号

収納代理金融機関の指定（昭和五十五年山梨県告示第三百三十五号）の一部を次のよう

に改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中取扱店舗の欄を削り、「甲府市飯田一丁目一番二〇号」を「甲府市飯田一丁目一番二十号」に、「及びれい入金」を「戻入金及び雑部金」に改める。

**山梨県告示第九十七号**

収納代理金融機関の指定（昭和五十八年山梨県告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中取扱店舗の欄を削り、「南都留郡鳴沢村」を「南都留郡鳴沢村七百十一番地四」に、「県税及びこれに伴う税外収入、県営住宅使用料並びに高等学校授業料」を「歳入金、戻入金及び雑部金」に改める。

**山梨県告示第九十八号**

収納代理金融機関の指定（平成元年山梨県告示第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中「中巨摩郡竜王町篠原二六三五番地」を「甲斐市篠原二千六百三十五番地」に、「県税及びこれに伴う税外収入、県営住宅使用料並びに県立高等学校授業料」を「歳入金、戻入金及び雑部金」に改める。

**山梨県告示第九十九号**

収納代理金融機関の指定（平成五年山梨県告示第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中「韮崎市一ツ谷」を「韮崎市一ツ谷千八百九十五番地」に、「県税及びこれに伴う税外収入、県営住宅使用料並びに県立高等学校授業料」を「歳入金、戻入金及び雑部金」に改める。

**山梨県告示第二百号**

収納代理金融機関の指定（平成六年山梨県告示第四百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中「富士吉田市下吉田一七二九番地」を「富士吉田市下吉田二丁目十九番十一号」に、「及びれい入金」を「戻入金及び雑部金」に改める。

**山梨県告示第二百一号**

収納代理金融機関の指定（平成七年山梨県告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中「中巨摩郡檜形町小笠原四五番地」を「南アルプス市小笠原四百五十五番地」に、「及びれい入金」を「戻入金及び雑部金」に改める。

**山梨県告示第二百二号**

収納代理金融機関の指定（平成九年山梨県告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中「れい入金」を「戻入金」に改め、「（保証金を除く）」を削る。

**山梨県告示第二百三号**

収納代理金融機関の指定（平成十一年山梨県告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中「東八代郡八代町南五六一番地」を「笛吹市八代町南五百六十一番地」に、「及びれい入金」を「戻入金及び雑部金」に改める。

**山梨県告示第二百四号**

収納代理金融機関の指定（平成十一年山梨県告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中、「南巨摩郡富士川町青柳町九一〇番地」を、「南巨摩郡富士川町青柳町九百十番地」に、「れい入金」を「戻入金」に改め、「（保証金を除く）」を削る。

**山梨県告示第二百五号**

収納代理金融機関の指定（平成十三年山梨県告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中、「山梨市万力一五二四番地一」を、「甲州市塩山上塩後千番地」に、「及びれい入金」を「戻入金及び雑部金」に改める。

**山梨県告示第二百六号**

収納代理金融機関の指定（平成十三年山梨県告示第二百一十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表を次のように改める。

名称	所在地	取扱事務の範囲	指定年月日	摘要
中央労働金庫	東京都千代田区神田 駿河台二丁目五番地	歳入金、戻入金 及び雑部金	平成十三年 四月一日	取扱店舗は、 甲府支店、富 士吉田支店、 南アルプス支 店に限る。

**山梨県告示第二百七号**

収納代理金融機関の指定（平成十四年山梨県告示第二百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中、「及びれい入金」を「戻入金及び雑部金」に改める。

**山梨県告示第二百八号**

収納代理金融機関の指定（平成十五年山梨県告示第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表を次のように改める。

名称	所在地	取扱事務の範囲	指定年月日	摘要
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区 備後町二丁目二番一 号	歳入金、戻入金 及び雑部金	平成十五年 三月一日	取扱店舗は、 甲府支店に限 る。

**山梨県告示第二百九号**

収納代理金融機関の指定（平成十六年山梨県告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中、「甲府市中央一丁目十八番六号」を、「甲府市相生二丁目二番三十四号」に、「及びれい入金」を「戻入金及び雑部金」に改める。

**山梨県告示第二百十号**

収納代理金融機関の指定（平成十六年山梨県告示第百十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中、「東京都千代田区丸の内一丁目三番三号」を、「東京都千代田区大手町一丁目五番五号」に、「れい入金」を「戻入金」に改め、「（保証金を除く）」を削る。

**山梨県告示第二百十一号**

収納代理金融機関の指定（平成二十年山梨県告示第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

表中「(保証金を除く)」を削る。  
山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第二百十二号

収納代理金融機関の指定(平成二十一年山梨県告示第百三十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

表中「れい入金」を「戻入金」に改め、「(保証金を除く)」を削る。

山梨県告示第二百十三号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十八年六月九日から施行する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
恋愛白書バステル6 4月号	宙(おおぞら)出版
恋愛天国パラダイス 3月号	竹書房
Young Love comic aya 5月号	宙(おおぞら)出版
Boysピアス 禁断 5月号	サン・メディアレップ
PINKY 恋愛宣言 vol.36 6月号	秋水社
無敵恋愛girl 5月号	ぶんか社
姉aya 春号	宙(おおぞら)出版
ヤングコミック 5月号	少年画報社

この素晴らしい乙女に祝福!

コアマガジン

爆乳美女のモミモミ生本番!!

竹書房

エッチは美人熟女にまかせて

一水社

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年十月十一日まで縦覧に供する。  
平成二十八年六月九日

一 届出者

山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住 所
三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男	東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(一) 名称 イオンモール甲府昭和  
(二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町常永土地区画整理地内一街区
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変更後の住所
三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男	東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

3 変更の年月日

平成二十八年四月一日

三 届出年月日

平成二十八年五月十二日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

● シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第四項の規定により、シルバー人材センターから住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地

名称	区分		住所	事務所の所在地
	新	旧		
公益社団法人甲府市シルバー人材センター		旧	山梨県甲府市幸町十五番六号	山梨県甲府市幸町十五番六号
	新		山梨県甲府市相生二丁目十七番一号	山梨県甲府市相生二丁目十七番一号

二 変更の年月日

平成二十八年五月一日

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項

の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積（平方メートル）
堀内 治	富士吉田市	富士吉田市長吉田字久根ノ内二千九百四十六番外七筆	二、七九二
有限会社営農塾マル二	山梨市	山梨市下井尻字飛澤二百八十七番二	一、五五二
中村 誠三	山梨市	山梨市正徳寺字欠ケ下八百十二番外二筆	九二九
三澤 春彦	山梨市	山梨市万力字大川原千七百七十三番外三筆	一、〇二二
高野 弘法	山梨市	山梨市中村字上沼五百十八番外一筆	一、三六六
長沢 富士雄	山梨市	山梨市堀内字源田窪二千五十七番一外二筆	一、五四〇
加賀見 進	山梨市	山梨市三ヶ所字梨木六百三十五番外四筆	五、一二八
坂本 勝	山梨市	山梨市万力字寺ノ前六百	一七六

服部 達朗	山梨市	山梨市三富川浦字見畑三百七十八番	六十八番二
上原 美奈	韮崎市	韮崎市穂坂町三ツ澤字東ノ田四千二百七十五外一筆	一、五二八
小島 伸	韮崎市	韮崎市穂坂町三ツ澤字牛池千七百四番外一筆	三、三〇九
石井 健太郎	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字金丸三百十一番三外一筆	二、三一六
塚原 佳輔	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字中河原九百十六番一	五四六
新原農場株式会社	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字御柱二百十七番	二、〇三〇
宇佐美 達也	北杜市	南アルプス市有野字西河原三百八十四番一	九八四
農事組合法人 玉浅	北杜市	北杜市白州町花水字花水二千三百十五番外一筆	五八八
大和田 貞二	北杜市	北杜市白州町花水字花水二千三百十九番	四七五
	北杜市	北杜市高根町浅川字中反二千八百七十九番一外四十一筆	五三、〇一九
	北杜市	北杜市高根町小池字前田二百九十一番外一筆	三、六七五
	北杜市	北杜市大泉町西井出字辻	二、三七二

瀬戸 義和	北杜市	北杜市小淵沢町上笹尾字後田四千六十六番	二千二百五十六番
農事組合法人 はずみそば組合	北杜市	北杜市小淵沢町字大久保八千三百九十一番三外五筆	一、六六五
	北杜市	北杜市大泉町谷戸字西田千九百五十二番外二筆	四、二〇〇
	北杜市	北杜市大泉町谷戸字五里畑五千三百四十六番外一筆	一、九八六
	北杜市	北杜市大泉町谷戸字南平七千三百八十一番外八筆	八、四七八
	北杜市	北杜市大泉町谷戸字大和田四千七百一筆	九一四
	北杜市	北杜市大泉町谷戸字五里畑五千二百十三番	八五一
利根川 浩	北杜市	北杜市高根町清里字長原三百一十番二十	二、八三〇
平井 孝幸	北杜市	北杜市大泉町谷戸字吉指千九百九十六番	二、五六三
小山 一良	笛吹市	笛吹市八代町増利字向起千二百九十一番十二	五八九
中村 孝洋	笛吹市	笛吹市一宮町金田字下桃木町八百五十九番外一筆	一、八七〇



古屋 進	笛吹市	笛吹市八代町南字曲田二千二百四十一番一外一筆	一、三五六
藤巻 利幸	笛吹市	笛吹市八代町永井字塚越千六百七十二番	一、一五六
加々美 久一	甲州市	甲州市塩山上粟生野字寛頭慮五百七十八番	一、三〇九
三枝 宗徳	甲州市	甲州市勝沼町小佐手字寺山二千三百十五番一	一、二五六
市川 久孝	甲州市	甲州市勝沼町等々力字小泉七百九十七番一	八〇五
古屋 一夫	甲州市	甲州市勝沼町等々力字西林千二百八十七番一	二二四
蒔田 啓悟	甲州市	甲州市勝沼町上岩崎字下新田三百六番外二筆	二、〇三九
小嶋 健	甲州市	甲州市塩山上井尻字大花堂千三百五十五番外十筆	一、九四六
相川 陽一	甲州市	甲州市塩山熊野字中道千二百十三番外三筆	三、六六〇
阪本 勇人	甲州市	甲州市勝沼町勝沼字願光寺四百三十九番一外一筆	二、〇六〇
平山 勝也	甲州市	甲州市勝沼町勝沼字願光寺四百三十六番一外五筆	二、三九二
二重作 孝也	甲州市	甲州市勝沼町勝沼字北境田四百二十一番	一、二六一
御手洗 弘	甲州市	甲州市塩山上井尻字塚田	二、一八六

廣瀬 一	甲州市	甲州市塩山上井尻字金山九百十四番	四二三
夏八木 秀実	甲州市	甲州市勝沼町菱山字南庄屋敷二千三百六十二番一	一、三三七
廣瀬 嘉仁	甲州市	甲州市塩山三日市場字東林二千七百二十六番外一筆	三、六五二
三浦 尚志	南都留郡鳴沢村	山梨市南字長窪二千五百二十二番外五筆	三、二〇九

二 縦覧の場所等  
 (詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部担い手・農地対策室

2 期間

この公告の日から平成二十八年六月二十三日までの山梨県の休日定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 利害関係の内容
- (三) 意見

3 提出期限

平成二十八年六月二十三日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年六月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 小瀬スポーツ公園アイスアリーナ競技用備品

(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 平成二十八年十月三十一日

4 納入場所 山梨県甲府市小瀬町八百四十番地小瀬スポーツ公園アイスアリーナ

二 事務を担当する所屬 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをし

ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)のうち「情報機器」又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成二十八年六月十七日(金)まで(山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から平成二十八年六月十六日(木)まで(県の休日を除く。)、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から平成二十八年六月十六日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、平成二十八年六月十五日(水)午後五時までに六の6(三)に掲げる問い合わせ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年七月二十日(水)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階出納局入札室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第八八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないと

き。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五 二二三 一三九五）

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured:

Kose sports park Ice Arena athletic equipment 1 unit

2 Date and time for tender:

2:00PM July 20, 2016

3 Bureau in charge:

Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1

Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番